

平成20年度 第1回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成20年4月30日(水)  
午後1時30分から  
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 会長及び副会長あいさつ
- 7 議 題
  - (1) 洞爺湖町の財政状況について
  - (2) 行財政改革審議会について
- 8 その他
- 9 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	塚 本 政 寛
村 上 隆 昭	橋 本 豊 子	大 宮 實
平 手 忠 男	金 子 賢 朗	大 西 晴 雄

○欠席委員

福 島 浩 二

○会議に出席した町職員等

網嶋税務財政課長 大西企画防災課長 武川行財政改革推進室長  
末永行財政改革推進室主幹

## 1 開会《13：30》

### 2 委嘱状交付 ～委嘱状の交付～

### 3 町長あいさつ

**町長** 皆さんごくろうさまでございます。

今日は町長が出席する予定でございましたが、昨日より上京いたしまして、私、副町長でございますけれども、ごあいさつ存じたいと思います。

ただいま委嘱状を交付したわけでございますけれども、このたびは、洞爺湖町行財政改革審議会委員をお引き受けくださりましてまことにありがとうございます。

期間は2年間ということでございますが、こういう情勢でございますので、洞爺湖町の行財政改革の推進につきまして、お力添えの程よろしくお願い申し上げたいと存じます。

合併から2年が経過したわけでございますが、その中で力点をおいたのは、町民の一体感の醸成ということに力点を置きまして、まちづくりの基盤づくりを進めてきた訳でございますけれども、しかしながら周りを見渡すと、大変な状況にきているというところでございます。三位一体の改革以降、特に自治体の財政をめぐる情勢も大変厳しいものがございまして、ますます厳しさが増してございまして、また、国の方はいろいろな、さまざまな地方制度改革をどんどん行っているという中で、例えば財政的に申しますと、建設費であるとかはそういうものはやらなければ減らせる訳でございますけれども、制度的なものはどんどん増えてくるという状況でございます。

そういう状況の中でございますから、当然、行財政改革を強力に推進して行かなければならないということで、現在進めているところでございまして、当町の行財政改革大綱を策定いたしまして、またその具体的計画でございまして、集中改革プランを立てまして、その基に行財政改革を進めているところでございます。

その中で昨年は事務事業評価を試行的に行いました。

今年はそれを本格化するというところでございまして、また昨年、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが成立いたしまして、今年施行されたわけでございます。

これにつきましては、今年度、平成20年度の決算からその数値が示されるわけでございます。どういう法律なのかというのは後で、税務財政課長からご説明申し上げますけれども、再建団体あるいは健全化団体になる指標が示さ

れたと、大変厳しい指標が示されたことになったわけでございまして、まさに今年が行財政改革の正念場かなと思っているところでございまして、私も実は行財政改革推進委員会の委員長をやっているところでございまして、町の職においても大変厳しさを感じているところでございます。

当然、事務事業評価等やりますと、住民の行政サービスの見直しが当然考えられるわけでございまして、住民にも痛みを覚えるようなそういう改革になってくるのかなと思っておりますけれども、行財政改革審議会委員のみなさんにはぜひとも忌憚ないご意見の中で、明日へ、将来の洞爺湖町の運営のためにも、避けて通れない時代でございますので、是非ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、ご承知のとおり今年の7月には、北海道洞爺湖サミットが開かれる訳でございまして、これは諸外国からの多くのメディアが本町に来られるということでございまして、これらの地域の状況が全世界に情報が発信されるということで、大変、これからの観光振興、地域振興、大変なチャンスでございます。

まさに、行財政改革をどんどんやる中で、そういう多少の財政需要も必要とするサミットもあるわけでございますけれども、何とかサミットを成功させて、世界の中に洞爺湖の地域のいい印象をもっていただいて、後の観光振興につながればと考えているところでございます。

今日は第1回目の審議会ということでございますので、引き続き委員になった方もおられますし、新しくなられた方もおられるわけでございまして、今日は当町の財政状況また当町が行財政改革の大綱の中身、また集中改革プラン、また行財政改革に絡む、関係するいろいろな方針についてご説明申し上げたいと思いますので、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますけれども、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

今日はどうもごくろうさまでした。

#### 4 委員の紹介 ～ 事務局による委員の紹介 ～

5 会長及び副会長の選任  
(会長に田中篤之助氏、副会長に桑原敏氏が選任される)

6 会長及び副会長あいさつ  
会長 田中篤之助氏、副会長 桑原敏氏の両氏よりいただく。

## 7 議 題

### (1) 洞爺湖町の財政状況について

**会長** それでは、議題に入らせていただきます。

それでは説明をお願いいたします。

**税務財政課長** 私の方からは、皆さんのお手元にお配りしている資料に基づきまして説明申し上げたいと思います。

本日、皆様にご説明申し上げる点については、大きく三点をご説明申し上げたいと思います。

まず一点目ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が、昨年6月に制定されておりました。従来の地方公共団体の夕張のような赤字再建団体という、従来の法律は財政再建促進特別措置法という、ようは赤字だけで市町村の財政状況をその法律では判断して、再建計画を建てるという、法律しかなかったわけですけれども、新たな法律では、要は再建団体だけじゃなくて、それ以前の再建団体にならないように、早期に健全化が必要だという、3つの区分をする、「健全な団体」、「早期健全化が必要な団体」、それから従来の再建団体という、「再生団体」という3つの括りで財政状況を判断しようというのが法律の内容でございます。

この法律につきましても、昨年の6月に制定されておりますけれども、この適用になるものにつきましては、20年度の地方公共団体の決算から適用になるという内容でございます。

ただし、資料の1ページに財政再生等判断比率という5つの項目がございますけれども、この指標自体は19年度の決算から公表するという内容でございます。

このそれぞれの判断する指標について、昨年12月に具体的に示されております。

実質赤字比率については、早期健全化比率、財政再生基準になっているわけでございますけれども、早期健全化については、市町村の財政規模に応じて範囲がございます。

財政規模に対する赤字の割合が11.25%以上から15%以上。

洞爺湖町の場合は、この基準が15%以上ということになります。

金額については、19年度の洞爺湖町の標準財政規模に対する赤字比率なんですけれども、標準財政規模の見込みが47億5,800万円ほどでございます。

早期健全化の基準の15%というのが、7億1,300万円以上赤字ができればこの早期健全化の基準になってしまうということでございます。

財政再生基準につきましては、都道府県も含めて20%以上赤字となったものが対象となるということでございまして、洞爺湖町の19年度の見込みでは、9億5,100万円以上になれば、再生団体になるという基準になります。

この実質赤字比率につきましては、内容の記載がありますが、一般会計及び特別会計が対象と、会計ごとに判断するということになります。

ただし、国民健康保険、介護保険会計については対象外でございまして、簡易水道会計や下水道会計が対象でございます。

当町の場合については、実質赤字比率の関係で言えば、一般会計だけが対象になるというふうに現状では判断してございます。

次の項目についてでございますが、連結実質赤字比率こちらのほうは、今までの法律では、企業会計とか一般会計だけが赤字という判断をされているわけでございますけれども、そうではなくて町全体、市町村全体の財政を見ましようという観点で、すべての会計の収支をプールして判断しましよと、同じ様に早期健全化の基準と再生基準という2つの基準で判断しまして、早期健全につきましては、洞爺湖町の場合は、20%以上と、これは標準財政規模に対する割合でございますから、先ほどの一般会計という実質赤字比率の再生基準の20%以上と同じような金額になります。

再生基準につきましては、基本的には30%以上と、ただし新しい法律ですので、3年間については経過措置を設けられているということで、20年度の決算については、洞爺湖町は40%以上、21年度も同じ、22年度については35%以上、23年度以降、この基準である30%以上の場合は再生団体の指定を受けるということになってございます。

具体的に申し上げますと、40%以上ということになれば、標準財政規模から言いますと、19億300万円、19年度決算ベースでいえばそういうことになりますし、35%ですと16億6,500万円以上というような見通しでございます。

3点目の実質公債費比率については、この関係は平成17年度の決算から新たな公債費比率というものがございます。

新しく制定されまして、この法律の中にも一つの基準として盛り込まれている内容でございます。

内容的に言いますと、一般会計等が負担する長期の借入金、それから長期借入金に準ずる返済額につきましては、標準財政規模に対してどういう割合なのかというのが、この比率でございます。

早期健全化の場合は25%以上、再生の場合は35%以上という基準でございまして、詳細は後ほどご説明申し上げますが、洞爺湖町の場合は実質公債費比率が非常に高い状況で、平成18年度から改善計画を建てて取り組んでござ

いますが、この新しい法律の中の基準に早期健全化以上に当面なりますので、この辺の改善が必要だということになります。

4点目の将来負担比率につきましては、全ての将来に渡る負債について、標準財政規模に対してどういう割合かという比率でございます。

こちらの方は、膨大な中身の計算方法がございますし、現状でも一部、国の方から具体的なものが、不確定なものがございますけれども、洞爺湖町においては、将来負担比率の早期健全化、350%以上については、該当にはならないということ状況でございます。

それから、公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業を中心とする企業会計の比率でございます。

こちらの方は、健全化基準だけでございまして、実質赤字比率と同様に20%以上という内容でございます。

こういう新しい法律が制定されて、市町村の財政状況をそれぞれ指標で判断するという新しい法律でございます。

2点ですが、実質公債費比率ですが、それらの比率は洞爺湖町の場合は、平成12年の噴火災害、町の機能をもとに戻すという、災害復旧、災害関連事業を実施したことに伴いまして、多額の借入状況に現状はなっております。

毎年、利息を含め、元利の償還を行っているわけでございますけれども、その比率が非常に高い状況にございますので、それを改善するという計画がその公債費負担適正化計画を建ててございます。

平成18年度からスタートしまして、平成27年度までで、実質公債費比率につきましては、市町村が事業を実施するうえでは、国の補助金だけではなく、長期の借入をして、投資的事業を実施しているというのが実態でございまして、この借入に、この実質公債費比率が18%以上ですと、一つの制約がございます。

ですから、公債費負担適正化計画につきましては、18%以下にするための、町としての計画でございます。

具体的には、18年度から27年度までで、上段の比率は単年度の比率で、国で言っているのは、3ヶ年前の平均値で18%以上か以下かという判断でございます。

また、先ほどの法律につきましても、3ヶ年平均値でございます。

この計画で平成27年度、3ヶ年平均で17%、26年度で18%という、この辺で国が言っている18%以下にできるのではないかという計画でございます。

この実行には、収入の現状では増加は見込まれませんので新たな借入をできるだけ少なくしていくということでございます。

それとあわせまして、新しい法律の実質公債費比率の25%以上という基準に洞爺湖町もこの計画でも上回るわけでございます。

20年度から新しい法律が施行され、その段階で3ヵ年平均の見込み額は、30.7%という高い数値でございます。25%を超える期間がこの計画の中では20年度から23年度までで、23年度でも3ヵ年平均が28%、24年度で下回る24.3%ということでございまして、4年間は早期健全化団体としての指定を受けて、実質公債費比率の改善、そちらのほうは25%以下にするという改善計画を建てて取り組まなければならないという状況でございます。

参考までですが、18年度決算で、単年度の30%という比率の概略を申し上げますと、一般会計が直接借入している関係で比率を算定しますと、18%から19%です。

その他に下水道、水道、簡易水道、自賄いで収支が保たれておりませんので、一般会計、皆さんから納めていただいている税金を中心に不足額を補助したり、繰り出しをしています。

一番大きいのは下水道ですが、水道会計にも災害復旧事業がございまして、年間8,000万円から9,000万円を行ってございます。

自前で水道料金を返済できませんので、一般会計で負担している。

それから下水道でも、料金収入だけで維持管理できませんから、一般会計から4億円程度の繰り出しをしております。

それらのうち、それぞれの水道、下水道で借入しているものに返済をしていますので、それらをカウントする部分が8%から9%。

それから、当町の場合は、ごみ処理、消防行政については、一部事務組合、それから広域連合に参画してございますので、そちらへの負担金、維持管理費とそれぞれで投資している部分で長期の借入をして返済をしております。

そちらの方の部分のカウントをすると2%前後。

それから、一般会計で長期借入ではなくて、例えば洞爺地区に高校の寄宿舎、単身者住宅がございまして、それは建設したときに分割払いをしております。

そちらのほうも長期借入と同様でございまして、そちらのほうは1%弱ぐらいということで、それらを足すと30%という実質公債費比率の内容でございます。

それらを新たな借入を抑制して改善をしていくというのが、公債費負担適正化計画と、新しい法律の関係での早期健全化団体としての指定を20年度から4年間ほど受けざるを得ないという状況の説明でございます。

こちらのほうの説明の中で、4ページ、洞爺湖町の会計ごとの長期借り入れの借り入れ残額でございます。

一般会計でございますが、18年度末残額は169億1,900万円ほどの残額があります。

19年度末見込む162億300万円ほどでございます。

公共下水道特別会計、簡易水道特別会計、上水道会計についても、18年度末、19年度末残額について、記載のとおりでございます。

実質公債費比率については、毎年償還していく元利金の割合でございまして、今後これを借入残額を減らしていくことによって元利金の償還が減っていくということでございます。

3点目でございますが、20年度の予算概要でございます。

これにつきましては、既に町の広報紙でも、お知らせしてございますが、20年度の概要について一点だけご説明申し上げたいと思います。

5ページについては、会計ごとの予算、19年度と20年度の予算を比較したものでございます。

ほとんどが減少しているのがお分かりかと思えます。

総額でも、13.7%減ということでございます。

ただし、後期高齢者医療特別会計について、20年度から新たに75歳以上のかたの医療について新しい法律の関係で立ち上がっている関係で町も新たに設置しているという内容でございます。

6ページをお開きいただきたいと思えます。

一般会計を中心に歳入、歳出それぞれ同様に19年度当初予算と20年度当初予算を比較したものでございます。

増減につきましては、額、率とも表記してございますので後ほどご覧いただきたいと思えます。

今日、特にご説明したいのは、歳入の部分で繰入金、20年度当初予算額、8億335万円でございますが、この内容にご説明申し上げたいと思えます。

実は、洞爺湖町、毎年予算を組む上で、単年度の収支が取れていない、収入が不足している状況が続いてございます。

その要因がいろいろありまして、地方公共団体を取り巻く環境は非常に厳しい状況が依然として続いているわけでございますけれども、洞爺湖町においても収支がとれなく、とれない部分については今まで蓄えている、一般家庭でいえば定期預金を、その内訳については基金の状況についてですが、これらを取り崩しして、収支を保っている。

20年度当初予算の繰入金については、8億、19年度当初予算は10億あったと。

基金がたくさんあれば、将来の心配をする必要がないわけでございますけれども、町の19年度末の現在高の合計を見ていただければ分かります、19年度末では、17億8,000万円あるのが、20年度は13億になると。

一番下に備荒資金積立金、これも基金と同様ですから、20年度末の備荒資金を足しても15億8,000万円きりしかないということでございまして、10億なり8億なり収入不足する部分を取り崩していけば、1年ないし2年で基金の残額は底をつく、そういうことで委員の皆さんにご審議いただき、歳入を不足する部分をいろんな角度で見直しをしていって、この基金のある段階で、改善が図らなければならないという状況で、こういう状況については洞爺湖町だけではなくて、小規模の市町村は、金額はさておき、何らかの歳入不足が続いているというのは、地方公共団体の取り巻く状況でございます。

そういう、町の財政状況につきまして、私のほうから概略をご説明申し上げます。

**会長** ただいまの説明の中で質疑がございましたら。

**委員** 20年度の各会計予算総括表の中に、老人保健特別会計というのがありますけれども、非常に大きな金額がマイナスとなっておりますけれども、これは何かあるのでしょうか。

**税務財政課長** 老人保健特別会計につきましては、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度に全てではないですけれども、包括される、移行されると。

ただし、医療費の清算というのは2ヶ月遅れと、19年度の2月分、3月分が実際老人の方が使われていた、従来の老人保健特別会計で清算する部分です、20年の2月、3月が、20年度で清算するというので、会計としては暫定的に残ってしまうと、ですから、10ヶ月分、医療清算ベースから申し上げますと、10か月分は必要なくなると、20年度には、それで大きくマイナスになっていると、そういう内容でございます。

**委員** 6ページの交付税ありますけれども、これ、一ヶ月、ガソリンの暫定税率の関係で空白期間ができましたよね、このことから交付税も減額になるのでしょうか。

**税務財政課長** 暫定税率の関係です、当町で影響のあるのは、地方譲与税、ここには自動車重量譲与税や道路譲与税があるんですけれども、この部分で今後どのような展開があるのか見通しはたっていませんけれども、要は市町村に交付される、譲与額総額は道路延長や道路面積とかによって一定の計算がされ譲与されてくるわけでございますけれども、たぶん1ヶ月分、収入が暫定税率から標準税率に戻りましたので、今日でしょうか、暫定税率が続行されるということであれば、1ヶ月分だけ、何らかのかたちで減収はなるだろうと、

ただし情報では、市町村、都道府県の地方公共団体のマイナス要因が相当な額になるので何らかの方法で、財源補填をしますよという姿勢で検討されているというふうに、ですから、この譲与税そのものはたぶん減収になりますけれども、違つかたちでその補填がされるのではないかという見通しでございます。

**委員** 19年度の決算ですけれども、収支が判明するのはいつ頃になりますでしょうか。その結果によってですね、19年度の財政がこの計画に対してどの程度の達成率になっているのかということを見ないと、どこがよくできているのか、どこが不足だったのかを検証して行って、20年度のまた来年度でこの計画を修正するというような手順は踏まないのでしょうか。

**税務財政課長** 市町村の決算は民間と違いまして、現金主義といいたまいますか、民間ですと発生主義ですから、決算期が3月31日であればそこで確定するという事なんですけれども、公共団体の会計システムは現金主義なものですから、3月末までの債権、債務を4月、5月で整理すると、ですから債権、債務が確定しているものについては、支払いも収入を受ける方も5月末までで、期間が14ヶ月あるという内容なんです。

5月末で締めまして、現金の収支はすぐ出ますけれども、中身の分析、財政構造的な分析をするには、国に対して6月末くらいまでに速報値として出すと、いう内容ですから、7月、監査委員の監査の関係から8月末くらいでないとおおよその数値がでないというそういう状況となります。

**委員** 年度でいいますと20年度の上期末でないと、19年度の概略がわからないということですね。

**税務財政課長** そうです、そのとおりとなります。

**委員** 実質公債費比率の考え方なんですけど、具体的に言うところの20年度予算ですとか、総括表、いろいろ会計予算とかありますけれども、このあたりのどの数値をどうしたらこの数値になるのでしょうか。

**税務財政課長** 大変ですね、計算が複雑でして、ゆうならば、町が長期の借入をして、返済の割合なんですけれども、総額でなくて、標準財政規模という一つの全国的な指標で、市町村が事業を行ったり、事務事業を特別なことをやるのではなくて、経常的に入るお金、中身的に言えば普通交付税という国から使途が限定されない収入、それから町税、というのが標準財政規模になります。

それに対して長期の借入金の返済だけではないですけれども、その返済に充てている部分がどのくらいの割合かと、ですから返済に充てているには例えば、公営住宅を建設するために、長期の借入をしましたと、基本的には公営住宅の借入をした部分は家賃で、町民のみなさんが利用している公営住宅の家賃で返済をするのが基本なんですけれども、それから災害復旧事業という借入をし

す。それは基本的には、普通交付税、国が要は借金のほとんどを分割して補填しますよという制度になります。

借金は全て町が全部負担しているのではなくて、借金の返済の都度、国は面倒見ますよという部分もありますから、それらを除いて純粹に町が長期の借入の返済をしている部分に税金を充てている割合はどのくらいかという、それが実質公債費比率になります。

ですから、この表だけでは全く算定もできないということになります。

**委員** 新たに20年度に起こす、起債はどの程度予定しているのでしょうか。

**税務財政課長** 収入のほうですから、20年度で新たに借り入れをするのは、7億1,150万円です。

返済する部分は、一時借入金の利子も含まれていますけれども、7ページの下から4段目の公債費、20年度は17億9,375万1千円が元利償還、一部200万円弱くらいの一時的借入金利子、運転資金のための利息も含まれていますけれども、そういうような内容です。

ですから、起債の利息も含まれていますから、その差額分の元金が減っていくという内容です。

**委員** 事業の関係があるから一概には言えませんが、15億くらいのお金が普通に入ってくる以外に7億円の借金をして運営しなければならないし、さらに不足があるので8億円の基金繰入をしなければならない。

つまり15億円くらい、自賄いできないんですよということなんですか。

**税務財政課長** 町債は事業中心でございまして、借入をしないで自賄いで事業をやれば一番いいことなんすけれども、個人の家庭は大型の投資をする場合は、借入するという事は通常だと思います。

市町村の財政運営するのは自賄いのできるというのはほとんどないと、一部国の補助金、道の補助金は導入して事業を実施しますけれども、長期の借入金で、事業を実施しなければならないという現状がございまして、それらは財源不足といわれれば、そういうことになるかと思えますけれども、冒頭申し上げましたように、洞爺湖町としての要は収支があわないのは町債をカウントしないで、基金の繰入金と、内容ご説明申し上げますと、8億の繰入金、それぞれの基金を取り崩してございましてけれども、これは事業が、具体的に申し上げますと、例えば洞爺湖温泉の旧火山科学館、今年サミットの外務省が一時使用するということで、本当は19年度で完成する予定でした、読書の家の施設があり、その寄付を貰っていると、災害時に2,500万円、読書の家の復興のために寄付しますよという部分がございますから、そちらのほうに2,500万円、それから公営住宅を整備するための基金に1,300万円と事業に充当するための充当、財源不足ではなくて、5,000万円強あります。ですから

純粋の歳入不足、財政調整基金、減債基金という純粋な収入不足に補うものについては、7億5,000万円ほどです。

8億ちょっとある繰入金の中にですね。

これらを少しでも減少させていくという、19年度決算ベースで今概略でございませけれども、収入不足する分は、5億くらいに収まるのではないかと、19年度のスタートの時点も10億の繰り入れをしていますけれども、事業に充当している部分もございませから、それらを除きますと、8億円程度の歳入不足がありましたが、国からの特別交付税が予想を上回る額が収入を得たということで積戻し、していますから、純粋な部分は5億くらいに減少できたという状況でございませ。

**委員** 給与費の関係ですが、19年度当初14億程度、これは19年度中に職員の給与だとか、その他給与全体の見直しをして、カットか何かしていますよね。

ですから、実際の実績としてはこの予算を下回っているんじゃないかと思ひませけれども、それで見ると、20年度の当初というのは、19年度の当初と同じくらいでしょうか、19年度に給与カットしたものは、20年度の給与費というのは、逆に下がるのではないかと思ひませますが、その辺はどうでしょうか。

**税務財政課長** 実は19年6月から一般職、平均で8%の独自の給与削減を行ってございませ。

予算ベースで言ひませると当初予算から、4月から実行予定でしたが、実施は6月、2ヶ月遅れとなつてございませ。

予算ベースで言ひませると、特別職は19年4月から実行してございませし、それらの部分で言ひませると、1億2,3,000万円の独自削減している額はあるんでしようけれども、予算ベースを比較すると、19年度も、20年度も、当初予算で組んでいますので、その部分での減少額は逆にない。

内容ですが、共済組合への負担金があるんですが、20年度に負担率が増加しているんです。

町は独自削減しているんですけども、トータルに言えば増えているという、予算比較しますとそういう状況になつてございませ。

**委員** 歳入と歳出の数値でなかなかわかれていまして、会社の経営関係何年か仕事させていただいていることがあつて、会社の決算は、よく調べるんですけども、こういう官公事業の財政状況は初めて見るんですけども、単純に言ひませると、収入が19年度と比較しまして、1億程度減っていると、それに見合つて、支出もぶら下がっているんで1億減っているんでしようけれども、それくらいのカットで町の財政運営が成り立つのかどうなのかという、ちょっと厳しい数値なのかなと見ていたんですけども、去年から比較して1億くら

いしか減っていませんからね、これで、推移するのであれば、大きな問題にならないのかなと思って見ているんですけれども、そういう見方でよろしいんでしょうかね。

**税務財政課長** 冒頭、ご説明申し上げましたように、要は収支が保たれていない金額というのは、繰入金という収入のほうで補填していると。

本来であれば、要は収入に見合った支出、20年度予算で言えば、77億7,000万円の総額です。

収入が不足している部分は8億あります。

繰入金が入る収入が不足している額です。

ですから、8億円を除いた額、69億くらいで予算が組めれば、一番いいことなんでしょうけれども、一つの要因としては、公債費という長期借入金の返済が20年、21年がピークでございますので、それらの多くがウエイトを占めている部分があるんでしょうけれども、それ以外に住民サービス、直接、間接の部分も含めてですね、なかなか現状では歳出の抑制はしていますけれども、例えば、この施設を閉鎖するとか、学校を統合するとか、保育所を一部廃止するということになれば、施設の維持費、それらの人件費も含めてですね、歳出の抑制にはなるんでしょうけれども、現実的にはなかなか難しい問題もありますから、一度には見直しを図られてない。

20年度でこれらの見直しを含めて、ある程度の道筋を立てなければ、8億も収入が不足していますから、蓄えも倍もない見込みですので、それらの状況が重要になってくるという予算の内容でございます。

**委員** 乱暴な言い方になってしまいますけれども、20年度に均衡体制が、繰入金があるからバランスがとれていますけれども、これがないとした場合は組めないということになると、これから4年度、公債費の返還が膨らんでいきますよね、基金が2年度で無くなりますよね、そうすると3年目以降については予算が成り立たないという考え方でよろしいのでしょうか。

**税務財政課長** 改善がなければ、ただし公債費に関していえば、21年度が償還のピークですから22年度以降は少なくなってきますから、そういう部分はありますけれども、現状の収入不足額が7億、8億が継続するとなれば、要は赤字になってしまうと、そういう状況になろうかと思いますので、それらを改善していくことを庁内的にも進めていますけれども、基金があるうちに改善ができなければ、赤字の額は別にしまして、赤字決算になるというのは、そういう状況も考えなければならぬということでございます。

**委員** 今のお答えで言ってしまうと2ヵ年間のうちに財政健全化の方策を講じないと、赤字団体になりますよ、極端な言い方でしょうけれども、そういう考え方でよろしいでしょうか。

**税務財政課長** 赤字の額といたしますか、その額にもよりますけれども、冒頭ご説明の赤字再生団体なり早期健全化団体と、洞爺湖町の財政規模に対しての赤字額の割合ございますから、そうなればいろいろな制約といたしますか、夕張で皆さんご存知のように、そういうふうになればほとんど町の事業はできないという状況になりますので、そういう基準まではならないように努力していかなければならないと。

多少の赤字ということはそんなに、それがずっと累積していけば別でしょうけれども、赤字イコール夕張のような、ということではないということはないと思っておりますので、ですから多少赤字となっても改善、将来の見通しがたつような改善策が必要と思っております。

**委員** 一般会計と特別会計がありますよね。

先ほどの説明では、健康保健、老人保健、介護保健、後期高齢者医療保健、これについては、心配しなくてもいいというのか、歳出に対する歳入があって、赤字になるということはないという理解でよいでしょうか。

いわゆる、国から補填がされるというのか、そういうことなんでしょうか。

**税務財政課長** 冒頭説明申し上げたのは、新しい法律の中の実質赤字比率のそれぞれの会計適用について、この実質赤字比率の算定上、町の会計で言えば一般会計が該当となります。

ですから、国民健康保健、老人保健、介護保健、後期高齢者で赤字になったとしても、実質赤字比率には影響はありません。

ただし、2番目の連結実質赤字比率につきましては、全ての会計、剰余金が出ている会計、赤字が出ている会計、すべてカウントしてこの基準に当てはめられて判断されますから、そこでは、問題になる。

ですから、極端に言えば、8億の一般会計の不足があって繰り入れをしています。

そのうち公共下水道事業特別会計に4億強の一般会計から収支合わない部分を補助しています。

ですから、8億のうち、極端に言ったら自前でやってくださいと、下水道は料金上げてでも、赤字決算でいいです、一般会計お金ないですから、8億不足しているので、4億繰り出ししなかったら、不足額4億で済むんですから、という赤字にさせますよね。

下水道を4億、一般会計で補助しませんから、赤字になります。

でも、それが累積していくと、洞爺湖町全体として、連結してしまうと、下水道が累積することによって、そういう要素になりますから、そのことも考えていかなければならないと。

下水道への4億補助については、別にしたいんです、8億不足していますので。

4億であれば、もう少し一般会計だけのことを考えれば、基金を少しづつ取り崩して伸びていきます。

水道にも8千万円、災害の借金返済で補助しています。

あと、2、3年で終了しますけれども。

本当は、一般会計では補助しないで、不足していますので、そういう会計のやりくりをしたいんですが、全体を考えながらやらなければならない部分もありますので、それらも一つの視野に入れて、収入不足額を検討しなければならないというふうに思っております。

**委員** 基金の状況については、これで全てですよ。

今言ったように、公共下水道等へ補助しているくらいですから、この関係の基金等はあるはずがないですよ。

**税務財政課長** ございませぬ。

**委員** 土地開発公社、第3セクター的なものはないんですよ。

**税務財政課長** 土地開発公社は町が全額出資して、今もあります。

あと、第3セクターでいえば、洞爺湖グリーンステイがありますが、これは株式会社で運営していますけれども、町も出資しています。

基準から言いますと、出資率25%以上だと、筆頭株主であることは間違いないですから、3セクター的なそういう部分ではございます。

**会長** 次に行財政改革審議会についての説明をお願いします。

**事務局** それでは、説明させていただきます。

行財政改革審議会の条例でございます。

ここに所掌事項ということで、行財政改革審議会というのは何をするか、委嘱事務が書いてございます。

第2条でございます、この審議会については、町長の諮問に応じ、町が行財政改革の推進に関する事項について必要な調査及び審議を行い、町長に答申し、又は建議するものとするということでございまして、これが所掌になってございます。

会の運営にございましては、会議運営規程によることとされております。これを基本として会を運営することとされております。

この会につきましては、平成18年度に設置されたものでございます。

この第1期からの流れを簡単にご説明させていただきたいと思っております。

前任期中の行革審議会の開催状況によりご説明いたします。

18年度に設置された審議会については、6回ほど会議を開催してございます。

先ほどの条例の中にございましたように、本来諮問に対して答申をするというのが大きな役割を持つ機関でございます。

この審議会の設置目的の大きな目的でございました、行政改革大綱というのがございます。

これは国の要請に基づきまして、改革の基本的な方向を定めるということで、全国の自治体の98%近くがこの行政改革大綱を策定して、この厳しい行財政をどういうふうに具体的に乗り切っていく方法を、町で決めて、広く住民に公表しなさいということがございまして、行政改革大綱を合併後直ちに作成をするという大きな仕事があったわけですが、その町からの素案に対しての答申を受けるということで、第1回の会議において行政改革大綱に係る部分の諮問をさせていただきました。

第4回目に答申をいただきまして、行政改革大綱案ができて、住民公表、議会への説明を経まして、行革の大綱がスタートしたわけでございます。

今の審議会におきましては、町長からの諮問事項というのは、現在ございませんので、行政改革大綱に基づいて、具体的に改革をどういうふうにしていくんだということで策定しました実施計画これは、集中改革プランですが、この進み方具合を要所でこの審議会に意見を求める、それに基づいて具体的に改革をさらに推進していくということが役割でございます。

前回の6回目におきましても、事務事業評価を19年度から導入いたしました。

従来のなかなか投資事業を行った事業ボリュームだけで行政としては、これだけ事業を行ったということで見ると多かったですけど、そうではなくて、事業を投資した結果、住民にとってどういう成果が現れたのかということ、実際の事業費、減価償却等を含めて、コストに見合った成果が得られているのか、どうなのかということを中心に評価をするために、この事務事業評価を平成19年度より導入したところでございます。

平成19年度につきましては、評価調書をまとめまして公共施設等で住民のみなさんの意見を募っているところでございます。

そういう内容で前任機関の会議が進められてきました。

次に行財政改革関連計画体系ですが、行政改革大綱を実際に実施していく中でどうしても町の考え方というのは整理し打ち出していく必要があるということから、行政改革実施計画とそれを支える基本方針を前任期の審議会の委員のみなさんにいろいろと意見をいただきながら、パブリックコメントを得るという手続きを経まして、策定したものでございます。

平成19年度からはこの集中改革プランの具体的な実施計画としてまとめたもの、これに基づいて改革を進めてきているところでございます。

町の推進体制に対して審議会がどういう位置づけにあるのかというのが、簡単な推進体制な図で示してございまして、町との関わり方、行革の推進についてはこのような形で、具体的に町の行革推進本部で町民サービスに影響する拡大ということもありますけれども、事務事業評価の検討結果について、廃止、縮小とか、具体的な内容がでてきた場合に審議会の皆さんに意見を伺ってそれを尊重しながら計画に反映していくというような構図になってございます。

その次のページですが、実施計画に掲載している目標値の額の実施項目ごとに載せましたものでございます。

さまざまな改革がございまして、具体的な改革としまして、01番から39番まで記載してございまして、この項目に沿って具体的に実施していくというものでございます。

目標値の設定額ですが、総額で8億2,700万円となっております、最初の計画で実施計画で掲げたものでございます。

この計画期間につきましては、5年間となっております、平成18年から平成22年までとなっております、随時新たにまた実施項目とすべき事項がでた場合は、この計画に足していく、またこの実施計画についても、実情に合わせて見直しをしていくと、さらに目標値の額も新たに設定していくというように考えてございます。

次のページ、進捗状況でございまして、担当しております課の名称、平成20年度の計画内容などを記載してございまして、これにつきましては、住民の皆様へ公表している内容をまとめて記載したものでございます。

詳細については省略させていただきますけれども、基本的には集中改革プランの実施計画に基づいて改革を進めていくということになってございます。

このあとさらに、事務事業評価を平成20年度より本格導入するということで、それらについての具体的に平成21年度に向けて、若しくは平成20年度の後半に具体的に改革に着手する前に事務事業評価の中に掲げたものにつきまして、総括したものを、審議会の皆様に住民公表する前に提供させていただいて、いろいろなご意見を伺いながら、20年度の後期の改革、21年度に向けた改革の内容というのをご意見を伺って計画に反映していきたいと考えてございます。

**会長** 過去2年間、こういう形で進めてきましたけれども、これからもこういう形になるかと思えます。

ご意見ございませんか。

なければこれで締めたと思います。それでは第1回目の審議会をこれで終了したいと思います。本日はごくろうさまでした。